

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
小型クローラクレーン	GE-A173001J		
	作 成	平成18年11月17日	
	変 更	令和 5年 7月10日	
	作成部隊等名	補給統制本部 施設部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品のミニクローラクレーン（以下，“器材”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、JIS B 0146-1及びGLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等が使用しているカタログをいう。

1.2.3

航空機

TAS-022及びTAS-023による航空機をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS B 0146-1	クレーン用語-第1部：一般
JIS B 2801	シャックル
NDS Z 8011	角形銘板

b) 仕様書

DSP D 6013	7tトラック
DSP K 5218	鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや）
GLT-CG-Z000001	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

自衛隊の使用する自動車の番号、標識及び保安検査に関する達（陸上自衛隊達第95-3号）
装備品の迷彩塗装及び国際平和協力活動参加時の塗装の基準について（通達）〔陸幕装計第248号（25.7.17）〕

d) 整備諸基準等

TAS-022	輸送ヘリコプターCH-47J取扱書
TAS-023	輸送ヘリコプターCH-47JA取扱書

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.2 性能等

性能等は、次によるほか、調達品目表による。

- a) ローターなどのつり下げ作業を、安全、かつ、確実に行うことが可能である。
- b) 艦上作業のとき、船体ピッチ最大角度 3° 及びロール最大角度 3° の艦船動揺によるクレーン重心に作用する力における転倒を防止する構造とする。
- c) 航空機及び**DSP D 6013**に搭載し、輸送することが可能である。

3.3 搭載条件

この器材は、航空機に搭載するため、各項の規定のほか、器材の中心位置を考慮し、クローラ内の前方転輪及び後方転輪の荷重配分を正確に計算したうえ、次の規定を満たさなければならない。

- a) 前方転輪及び後方転輪の荷重制限は、 3000 lb 以下とする。
- b) 前方転輪及び後方転輪の接地面圧（クローラのパターンを考慮したもの）は、 50 Psi 以下とする。
- c) 前方転輪及び後方転輪の中心間距離（単位は、 ft とする。）は、前方転輪及び後方転輪の合計質量（単位は、 lb とする。）を、 1000 で割った数値以上でなければならない。

3.4 外観・塗装

3.4.1 外観

外観は、次による。

- a) 外観上のきず、割れ、まくれ、さび、腐食その他の欠陥があってはならない。
- b) 各部の塗装及びめっきにむらがあってはならない。

3.4.2 塗装

塗装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。細部は、承認図面による。

- a) 塗装は、十分な防せい処理をし、下塗り塗装を行った後に、上塗り塗装を行う。
- b) 上塗り塗装は、**DSP K 5218**の色番号2314（OD色 7.5Y 3/1）又は同等以上の無鉛塗料（OD色）とし、2回塗り以上行う。
- c) 迷彩塗装及び白色塗装を施す場合は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、“装備品の迷彩塗装及び国際平和協力活動参加時の塗装の基準について（通達）”による。
- d) 給油脂部は、赤色表示とする。
- e) 重心位置について、操縦席から確認可能な箇所に表示するほか、走行フレーム両側部に消滅しないよう刻印し、白色表示をする。

3.5 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**GLT-CG-Z000001**の2.3及び図2cによるほか、次による。操作、安全などに関する表示、標識などは、日本語又は英語によって表示する。細部は、承認図面による。

- a) 器材本体には、**NDS Z 8011**に示す1種銘板及び2種銘板を、また、必要箇所に3種銘板を取り付ける。

- b) 器材本体に器材番号及び“自衛隊の使用する自動車の番号，標識及び保安検査に関する達”に基づく陸上自衛隊標識を表示する。

4 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

5.2 包装の表示

包装の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

6 その他の指示

6.1 附属品

附属品は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，調達品目表による。細部は，承認図面による。

6.2 承認用図面等

契約の相手方は，GLT-CG-Z000001の**箇条6**に基づき，各構成品の外観図，3.4.2，3.5，6.1の承認用図面及び塗装色色見本各3部のほか，承認願書1部を契約担当官等に提出し，承認を受ける。

6.3 納入書類

6.3.1 添付書類

契約の相手方は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，器材1台ごとに**表1**の書類を添付する。

表1－添付書類

番号	名称	数量 ^{a)}	摘要
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の7.1 a)，7.2 a)及び7.3 a)による。日本語版とし，合冊してもよい。
2	整備資料（第1種）	1	
3	部品表（第1種）	1	
注^{a)} 数量を変更する場合は，調達要領指定書によって指定する。			

6.3.2 提出書類

契約の相手方は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，製品納入時，陸上自衛隊関東補給処古河支処に**表2**の書類を提出する。

表2-提出書類

番号	名称	数量 ^{a)}	摘要
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の7.1 a), 7.2 a)及び7.3 a)による。日本語版とし、 合冊してもよい。
2	整備資料（第1種）	1	
3	部品表（第1種）	1	
4	完成品写真 ^{b)}	一式	四方写し（前後左右）
5	試験成績書	1	—
注 ^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。			
注 ^{b)} 過去に納入実績があり、前回納入時と変更のない場合は、省略してもよい。			

6.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調 達 品 目 表

調達要求番号		作成部隊等名	補給統制本部 施設部
調達要求年月日	令和 年 月 日	作成年月日	令和 5年 7月10日
仕様書番号	GE-A173001J		

1 調達品目

品名	カタログ製品名 ^{a)}
ミニクローラクレーン	(株)前田製作所 かにクレーン MC-305CWMS-3 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)
注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

2 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

a) 基本性能は、次による。

- 1) 最大定格総荷重 2.93 t以上
- 2) 最大荷重時作業半径 2.5 m以上
- 3) 最大作業半径 12 m以上
- 4) 最大地上揚程 12.5 m以上

b) 機関は、次による。

- 1) 形式 水冷, 4サイクル, ディーゼル機関
- 2) 定格出力 13.5 kW以上
- 3) 使用燃料 軽油
- 4) 燃料タンク容量 35 L以上

c) 走行装置は、次による。

- 1) 方式 油圧モータ駆動・無段変速, ブレーキ内蔵式
- 2) 走行速度 最高速度 前進/後進 1.6 km/h以上
- 3) 登板能力 23°以上

d) 安全装置¹⁾は、次による。

- 1) 過負荷制限装置 回転灯及び警報装置によって過負荷を通知する機能を備える。
- 2) 転倒防止装置 過負荷制限装置と連動し, 回転灯(過負荷制限装置と共用)及び警報装置によって転倒の予告及び限界を通知する機能を備える。

注¹⁾ 警報装置が鳴るのは、過負荷制限装置及び転倒防止装置だけとする。

e) アウトリガ装置は、4本の油圧シリンダ直押式とする。

f) 遠隔操作装置(ラジコン型)は、次による。

- 1) 特定小電力型とする。
- 2) エンジンの始動・停止及びアウトリガ操作が可能な製品とする。

調 達 品 目 表 (続 き)

g) 寸法及び質量は、次による。

- 1) 全長 4 2 5 0 mm以下
- 2) 全幅 1 3 0 0 mm以下
- 3) 全高 1 7 0 0 mm以下
- 4) 最低地上高 1 4 0 mm以上
- 5) 機械質量 3 9 0 0 k g以下

h) 材料及び部品は、通常、日本産業規格品又は同等以上とし、かつ、製造者の社内規格に合格したものとする。

3 附属品

附属品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。ただし、製造者の標準附属品一式に含まれる場合は除く。

番号	品名	数量 ^{a)}	規定
1	白色ゴムクローラ	一式	ゴム製で、格納庫内の床面にクローラ跡を残さない製品とする。
2	火花防止装置	1	a) 排気ガス中の火花が排気管外へ排出されることを防止する構造とする。 b) 排気管に着脱することが可能な構造とする。
3	航空機搭載用合板パネル ^{b)}	6	a) 航空機の貨物室に設置し、パネル同士を前後左右に連結することが可能とする。 b) 航空機の床面にある突起物に接触しない構造とする。 c) 航空機を改造することなく固定可能な構造とする。 d) 垂直方向荷重：1 3 5 P s i 以上 e) 全長：2 1 0 0 mm f) 全高：5 4 mm以下
4	航空機搬入・卸下用合板パネル ^{b)}	2	a) 航空機のランプ・ドア部に設置し、番号3及び番号5との連結が可能であり、かつ、ランプ・ドア部の5°程度の角度変化に対応可能とする。 b) 航空機の床面にある突起物に接触しない構造とする。 c) 垂直方向荷重：1 3 5 P s i 以上 d) 全長：2 5 6 0 mm±5 0 mm e) 全高：5 4 mm以下
5	スロープ ^{b)}	2	a) 番号4と連結し、もう一方を地面に設置して航空機への搬入及び卸下の走路として使用し、ランプ・ドア部の5°程度の角度変化に対応可能とする。この際、番号4 航空機搬入・卸下用合板パネル上面とスロープ上面との段差は、3 0 mm以下とする。 b) 積載荷重：2 0 0 0 k g 以上 (1本あたり) c) 全長：2 4 0 0 mm～3 0 0 0 mm

調 達 品 目 表 (続 き)

番号	品名	数量 ^{a)}	規定
6	敷板	一式	軟弱地盤などにおいて、アウトリガの下に敷設することで作業の安全性の確保可能とする。
7	敷板収納ボックス	一式	番号6を収納可能とする。
8	シャックル	一式	a) J I S B 2 8 0 1 B B とする。 b) 数量は、航空機等固縛用及び本体つり上げ用として必要な数量とする。 c) 呼び及び等級は、製造者の規定による。
9	タイヤストッパ	一組	ゴム製，W 2 0 0 mm×D 2 2 0 mm×H 1 5 0 mmを標準，質量4. 5 k g (1 個) を標準，側面ハンドル付
注^{a)} 数量を変更する場合は，調達要領指定書によって指定する。			
注^{b)} 器材の航空機搭載時及び航空機による輸送時の安全性の確保並びに航空機の損傷を防ぐ構造とし，それぞれ人力による運搬を可能とする。			